

深谷市いじめ問題専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、深谷市いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策の実効的な実施に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、深谷市教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士の資格を有する者
 - (2) 精神保健に関して学識経験を有する医師
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
 - (5) 警察官の職務に従事した経験を有する者
 - (6) その他深谷市教育委員会が定める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、当該特別の事項について学識経験を有する者のうちから、深谷市教育委員会
が委嘱する。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退

いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開する。ただし、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策の実効的な実施に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、深谷市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。